設置していますか? 住宅用火災警報器



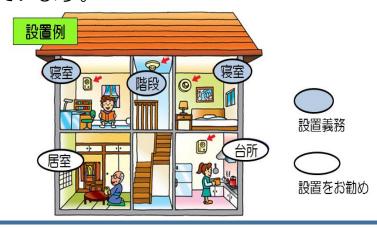
出雲市消防本部予防業務推進キャラクタ-「 住警器(じゅうけいき)マン 」

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、住宅における火災を早期に発見し、大切な生命や財産を守るために欠かせない警報機器です。

出雲市火災予防条例では、全ての寝室と2階以上に寝室があれば階段の上部に設置が必要となります。

これは、就寝中に発生した火災で逃げ遅れによる死者が多いことから、いち早く火災を知らせるためです。また、居間や台所にも設置を推奨しています。



点検・交換について

設置されていても、定期的な作動点検や電池寿命等を知らなければ、せっかくの機能を維持することができません。

電池寿命は約10年とされていますので、設置からおよそ10年が過ぎた機器は交換していただくことを推奨しています。



点検実施例